

### 【事故概要】

- 日時：令和4年10月13日 11時50分頃
- 概要：大型貸切バスが乗客34名を乗せて、富士山須走口五合目から小山町須走地区へ至るふじあざみラインの、つづら折りの下り急勾配の道路を走行中、エンジブレーキの効きにくい高い変速段でフットブレーキを多用したことにより、**フェード現象が発生、制動力を失い、約93km/hまで加速し、事故地点のカーブを曲がり切れず、道路左側の法面に衝突・横転した。**この事故により、乗客1名が死亡し、9名が重傷、18名が軽傷を負った。

### 【原因】

- 運転者
  - ・ 乗客に乗り心地が良いと思ってもらえる運転を心がけ、**フットブレーキによるスムーズな減速を選択。**
  - ・ 大型貸切バスの運転経験年数が短い運転者にとって、**過去に経験のない急カーブと急勾配の連続。**
  - ・ **フェード現象に対する知識はあるが他人事。**フットブレーキを踏めばいつでも止まるといった**誤認識。**
- 事業者・運行管理者
  - ・ フットブレーキを多用するなど、運転者に係る**自己流の危険な運転特性を把握していない。**
  - ・ 初めての運行経路に不安を感じた運転者に、**潜む危険性を理解させる適切な指示をしていない。**
  - ・ フェード現象等、**経験しないと理解できない運転上の危険性**を理解させる指導が行われていない。

### 【再発防止策】

- 適切な指導監督
  - ・ 初任運転者に係る自己流の危険な運転を防止するための、**継続的な指導監督**を実施すること。
  - ・ 同僚運転者を含む事業者全体で**初任運転者を真のプロドライバーに育てる**職場環境を作ること。
  - ・ 実車運転指導では、令和6年国土交通省作成の「**貸切バスの実技指導の例\***」を参考にすること。
- 適切な運行管理
  - ・ 点呼は、運行管理者が原則対面で確実に実施し、**運転者が安全に運行ができるための必要な指示**を行い、運行後はその結果を確認すること。
  - ・ 経験のない経路を運行することの多い貸切バスでは、**運転者の過去の運転経験を踏まえ、**運行経路に潜む危険を理解させる適切な運行前指示を実施すること。

「貸切バスの実技指導の例」 → ※ <https://www.youtube.com/watch?v=4uVEFeARSBA>

